

長岡京市福祉事務所長 様

## 育児休業延長の許容に関する申出書

保育施設利用の申込みにあたり、入所を希望する保育所等に入所ができない場合は、育児休業の延長も許容できることを申し出ます。

### 記

- ① 利用調整（選考）において調整指数表の No.20（▲35点）が適用されます。
- ② 申し出により、優先順位は下がりますが、必ずしも入所不可となるわけではありません。利用調整（選考）の結果、入所を希望する施設に入所可能となる場合は、入所内定となります。
- ③ 育児休業の延長を許容できなくなった場合（調整指数表の No.20（▲35点）の適用を解除したい場合）は、各選考日までに子育て支援課へ「保育申込状況等変更届出書」を提出する必要があります。
- ④ 本申出書の有効期間は令和9年度末までとなります。
- ⑤ 育児休業給付金の延長に関することについては、ハローワークまたは就労先にご確認ください。
- ⑥ 本申出書の適用に係る一切の不利益について、長岡京市は責任を負いません。

上記事項について確認し、承諾しました。

令和    年    月    日

申込児童氏名： \_\_\_\_\_ 生年月日： \_\_\_\_\_

保護者氏名： \_\_\_\_\_ （続柄： \_\_\_\_\_）

連絡先： \_\_\_\_\_